（証券コード　1717）
平成28年６月７日

株 主 各 位

東京都千代田区平河町二丁目７番９号
明豊ファシリティワークス株式会社
代表取締役社長　　坂　田　　明

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会前日の当社営業時間終了時（平成28年６月22日（水曜日）午後５時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月23日（木曜日）午前10時（開場9：30）
２．場　　所　東京都千代田区平河町二丁目７番９号
　　ＪＡ共済ビル１Ｆ　カンファレンスホール
３．目的事項
　報告事項　第36期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
　決議事項
　　第1号議案　剰余金の処分の件
　　第2号議案　定款一部変更の件
　　第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　　第4号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第5号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　　第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
　　第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
　　第8号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
　　第9号議案　役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役に対する打切り支給決定の件

第10号議案　取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対するストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。尚、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎　株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.meiho.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復基調がみられましたが、為替相場変動に伴う影響や中国を始めとするアジア新興国などの海外景気の下振により、依然として先行き不透明な状況のまま推移しました。

建設業界では、前期に引続き建設物価高騰が喧伝され、併せて建設労務者不足も顕在化しています。一方、建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号)」が、平成26年から国土交通省より公布、施行されるなど、ＣＭ（コンストラクション・マネジメント）サービスを含めた多様な入札・契約方式の活用方法が公共分野においても、特に地方自治体発注工事で取組まれるようになりました。当社は前事業年度に続き国土交通省が行なう「多様な入札契約方式モデル事業支援事業者」公募に応募し、東京都府中市、清瀬市の庁舎建設に係るモデル事業の発注者支援事業者として受託し、当事業年度末に完了致しました。

また、公共工事の入札において工事費高騰が続く中、当社が発注支援業務（ＣＭ）を受託致しました千葉県市原市防災庁舎新築プロジェクトにおきましては、市が提示した上限提案価格内で、市と設計施工者が契約できたという新たな実績を積み重ねることが出来ました。市原市では、当社が、引続き設計・施工段階におきましても発注者側に立ち、品質、スケジュール、コストに関するマネジメント業務を実施しております。それらの結果、当事業年度に入り地方公共団体からの問い合わせが増加しました。

このような中で当社は、大手民間企業からは「顧客側に立つプロ」として、徹底したコスト削減策のみならず、プロジェクト早期立ち上げ支援や、事業化支援業務といった上流工程からの引き合い案件が年々増加しています。当社サービスが「発注者支援業務＝明豊のＣＭ」として認知され、拡大しました。

当社の売上高は顧客との契約形態によって変動するものであり、契約形態は顧客がプロジェクト毎に選択可能であります。当事業年度における売上高は、アットリスクＣＭ（工事原価を含む請負契約型ＣＭ）ではなく、ピュアＣＭ（工事原価を含まないフィーのみの契約型ＣＭ）が多く選ばれた結果、7,372百万円（前期8,244百万円）へ減少しました。

社内で管理する粗利益ベースでの売上粗利益は、前事業年度比で約２％上回り、過去最高を記録しました。

販売費及び一般管理費は、体制の強化を図り前事業年度より約３％増加したものの、売上総利益は1,783百万円（前期1,840百万円）、営業利益は645百万円（前期731百万円）、経常利益は570百万円（前期562百万円）、当期純利益は374百万円（前期350百万円）となり、過去最高益を更新しました。

事業のセグメント別の状況は以下のとおりです。

①　オフィス事業

日本国内における事業再編の動きは継続しており、事業所移転などの需要が継続しております。

当社のＣＭ手法によるＰＭ（プロジェクト・マネジメント）サービスは、移転の可否やワークスタイルの方向性を検討する構想段階およびビルの選定から引越しまでワンストップで支援することが可能であります。大企業におけるグループ企業の統廃合、地方拠点の集約化、また、大規模な新築ビルの竣工時同時入居プロジェクトなど、難易度の高い事業所移転においても高い優位性を発揮しました。

当事業年度のオフィス事業の売上高はアットリスクＣＭ（工事原価を含む請負契約型ＣＭ）での案件が増えたこと等から3,906百万円（前期3,595百万円）となりました。

② ＣＭ事業

労務費や資材の高騰などにより建築費予算超過に悩まれた顧客からの引き合いの他、工場や研究所、医療施設等の建設を伴う新規事業のプロジェクト立上げ等、多くの提案機会を得ることができました。建物の新築・リニューアルのみならず、バブル期に建設された建物の基幹設備老朽化に関連した大型空調・電気設備の更新について、民間企業だけでなく公共機関からも幅広く受注することができました。

公共分野では、平成27年５月には、横浜市立市民病院再整備事業ＣＭ業務について、公募型プロポーザル方式が実施され、当社が受託致しました。６月には福島県電源地域振興財団のＪヴィレッジ復興・再整備ＣＭ業務（福島県復興のシンボルとして平成31年４月までに新たな価値を持った世界トップクラスの施設へと再整備する事業）の契約を締結し業務を遂行しております。12月には横浜駅西口の大型ショッピングセンター地下施設全面リニューアル工事のＣＭ業務を約３年間に亘って遂行し完了いたしました。また平成28年１月に大阪府立大学が一般公募した「大阪府立大学の学舎整備事業のＣＭ事業者募集（業務期間平成28年度～平成29年度)」にりそな銀行と共同で応募し、７年連続で受注することができました。

当事業年度のＣＭ事業の売上高は、アットリスクＣＭ（工事原価を含む請負契約型ＣＭ）方式を採用している大阪府立大学の事業規模減少により2,421百万円（前期3,263百万円）となりました。

③ ＣＲＥＭ事業

大企業向けを中心に、保有資産の最適化をサポートするＣＲＥＭ（コーポレート・リアルエステート・マネジメント）事業については、当社技術者集団による透明なプロセス（ＣＭ手法）とデジタル活用による情報の可視化やデータベース活用が、多拠点施設の新築・改修・移転だけでなく基幹設備の維持管理にも優位性を発揮致しました。工事コスト管理や、保有資産のデータベース化による資産情報の集中管理、さらに多拠点同時進行プロジェクトの進捗状況を効率的に管理するシステム構築など、顧客ニーズに合わせて事業性を高めることのできる当社の専門性およびマネジメント能力が、着実に顧客の評価を獲得出来ており、複数の商業施設、オフィスビル、営業窓口等を保有する大企業、金融機関等から継続してご依頼頂き、受注は堅調に推移致しました。

当事業年度のＣＲＥＭ事業の売上高はピュアＣＭ（工事原価を含まないフィーのみの契約型ＣＭ）方式が増えたことから1,044百万円（前期1,386百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、業務効率向上を目的とした設備投資を行ったことにより、総額10百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資は、自己資金により充当いたしました。

また、大阪府立大学に対するアットリスクＣＭ方式による売上債権について、当社が金融機関に債権譲渡を行ったことにより1,259百万円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 社会情勢の変化への対応力強化

一部の建設物価がやや落着きを見せ始めましたが、発注者のコスト意識の高まりは従来にも増して続くものと考えられます。また、建設業界に限らず、多くの業界で偽装や隠蔽問題について広く報じられ、発注者側に立つプロへの世の中の関心が高まっております。

また、東日本大震災を契機に全国各地域で関心が高まっている防災・減災・省エネ・環境に対する取り組みを踏まえ、各種の全国防災事業と経済成長基盤となる社会資本整備を始め、高度経済成長期に整備された大量のインフラや建築物が一斉に老朽化する中で、技術者不足は円滑な維持更新に重大な支障を来す懸念もあります。

いかなる環境下においても、顧客側に立つプロとして、徹底したコスト削減策のみならずプロジェクト期間中一貫して顧客本位のソリューション提案の継続が可能となるよう、引き続き優秀なメンバー採用と教育訓練を進めて参ります。

② ブランドの確立

企業の勝ち残り競争の厳しい中、一方で企業には社会的責任や説明責任が強く問われています。それ故に私共では、自らの立ち位置を常に意識しながら、プロジェクトのプロセスや、プロジェクトに関連する情報のすべてを可視化し「顧客本位のプロのサービス」を片時も忘れることなく努めてまいります。

ＣＭ手法の認知度が高まりを見せる中で、発注者への高い顧客満足度の提供だけで無く、設計者および施工者においても、安心して競争に参加できる、公正且つ透明性を担保した当社独自のＣＭサービスを、ブランド化できるよう努めて参ります。

③ サービス品質の向上

お客様に満足のいく品質のサービスを提供する為には、お客様の事業およびプロジェクト目的を理解し、お客様が判断に用いるプロジェクト情報を整理し、お客様に分かり易く説明する必要があります。専門性を持った当社のプロがお客様側に立ち、公正且つ透明性の高いプロジェクト遂行を実現し、激化するグローバル競争において、お客様の課題解決にスピード感を持って貢献できるサービス品質向上に取り組んで参ります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	平成24年度 第 33 期	平成25年度 第 34 期	平成26年度 第 35 期	平成27年度 (当期)第36期
売上高	7,129,392千円	8,245,324千円	8,244,671千円	7,372,038千円
当期純利益	108,441千円	222,893千円	350,159千円	374,063千円
1株当たり当期純利益	9.69円	19.91円	31.23円	33.26円
総資産	3,645,077千円	3,768,861千円	3,713,165千円	4,240,200千円
純資産	1,650,794千円	1,817,837千円	2,101,822千円	2,399,602千円

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
なお、自己株式を控除した株式数によって算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

① オフィス事業

コンサルティング（ワークスタイル、文書管理、ファシリティ・マネジメント、セキュリティ、ＩＣＴ、ＡＶ)、プロジェクト基本計画策定、オフィス設計・インテリアデザイン及び設備設計、プロジェクト・マネジメント（プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査、引越マネジメント)

② ＣＭ事業

コンサルティング（開発、新築、改修、遵法・安全性)、プロジェクト基本計画策定、建築及び設備設計・インテリアデザイン、エンジニアリングレポート、調達方針・計画策定、長期修繕計画レポート、プロジェクト・マネジメント(プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査)

③ ＣＲＥＭ事業

自社保有の不動産や資産の管理に対する企業の管財業務に対するコンサルティング、建築及び設備設計・インテリアデザイン、エンジニアリングレポート、ＣＲＥＭ業務の中央統制支援、保有資産のデータベース化、長期修繕計画レポート、プロジェクト・マネジメント（プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査)、一部若しくはすべてのアウトソーシング受託

(8) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本　　社	東京都千代田区平河町二丁目７番９号
大　阪　支　店	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目６番８号

(9) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

従　業　員　数	前期末比増減
156名	1名

（注） 従業員数は期末就業人員であり、平均臨時雇用者（56名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額（平成28年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,038千円

２．　会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　48,000,000株

(2) 発行済株式の総数　12,725,000株
（自己株式1,423,500株を含む。）

(3) 株　主　数　2,522名

(4) 大　株　主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
株式会社サカタホールディングス	3,215,400株	28.45%
坂　田　明	511,100株	4.52%
明豊従業員持株会	309,961株	2.74%
蔭　山　恭　一	300,000株	2.65%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	274,000株	2.42%
中　山　高　徳	214,200株	1.90%
野　村　勝　朗	200,000株	1.77%
坂　田　紀　美　子	190,000株	1.68%
松　村　孝　一	155,000株	1.37%
伊　秩　滋	151,000株	1.34%

（注） 持株比率は自己株式（1,423,500株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．　会社の新株予約権等に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	平成19年６月27日 取締役会決議	平成19年10月17日 取締役会決議
発行日	平成19年６月27日	平成19年10月17日
新株予約権の発行価格	無償	無償
役員の保有状況（注）	340個（２名）	80個（１名）
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式　34,000株 （新株予約権１個に付き100株）	普通株式8,000株 （新株予約権１個に付き100株）
新株予約権の行使時に払い込みをすべき金額	１株当たり239円	１株当たり185円
新株予約権の行使期間	平成22年７月１日から 平成29年６月15日まで	平成22年７月１日から 平成29年６月15日まで
新株予約権の行使条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。	(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による役員の退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
	(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。	(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
	(3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。	(3) 新株予約権の質入れその他の担保設定を認めない。
	(4) その他の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。	(4) その他の条件については、株主総会および新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（注）1.　社外取締役は選任されておりません。
2.　監査役は新株予約権を保有しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．　会社役員に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
坂　田　　明	代表取締役社長	
大　貫　　美	代表取締役専務	マーケティング本部 安全衛生推進本部 デザイン部
吉　川　剛　史	専　務　取　締　役	経営企画室
大　島　和　男	常　務　取　締　役	社長室 管理本部
木　内　芳　夫	取　　締　　役	技術本部
内　山　伸　一	取　　締　　役	マーケティング本部
青　木　達　雄	常　勤　監　査　役	
水　野　辰　哉	監　　査　　役	
原　田　克　治	監　　査　　役	

（注）1.　監査役青木達雄、水野辰哉及び原田克治は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2.　監査役青木達雄、水野辰哉及び原田克治は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 事業年度中に退任した監査役

退任時の会社における地位	氏　　名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退　任　日
監査役	兼　松　　弘	―	平成27年６月24日

（注）　監査役兼松弘は、任期満了による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することが出来ますが、契約を締結しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役６名　　100,486千円（うち社外－名　　－千円）

監査役４名　　14,840千円（うち社外４名　　14,840千円）

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。各監査役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役会で決定した基準に従い算定しております。なお報酬枠については、平成19年6月1日開催の株主総会にて、取締役の月額報酬総額10,000千円以内、監査役の月額報酬総額2,000千円以内で決議いただいております。

3. 取締役、監査役の報酬の額には、当該事業年度中に計上した役員退職慰労引当金繰入額（取締役14,086千円、監査役680千円）を含んでおります。

4. 平成27年6月24日開催の第35期定時株主総会決議による役員退職慰労金の支払は、以下のとおりです。
監査役１名　6,688千円

(5) 社外役員に関する事項

①　常勤監査役　青　木　達　雄

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

当該事業年度開催の取締役会には、全13回に出席。会社からの説明に対する質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めた。

(イ)監査役会への出席状況及び発言状況

当該事業年度開催の監査役会には、全13回に出席し、常勤監査役としての立場から他の監査役への説明を行い、監査役会としての取組みにつき意見交換を行った。

ウ．当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 監査役　水　野　辰　哉

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会には、全13回に出席。会社からの説明に対する質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めた。

(イ)監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会には、全13回に出席。常勤監査役からの説明に対する質疑応答を積極的に行い、監査役会としての取組みにつき意見交換を行った。

ウ．当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③ 監査役　原　田　克　治

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

就任後開催の取締役会には、10回中10回に出席。会社からの説明に対する質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めた。

(イ)監査役会への出席状況及び発言状況

就任後開催の監査役会には、10回中10回に出席。常勤監査役からの説明に対する質疑応答を積極的に行い、監査役会としての取組みにつき意見交換を行った。

ウ．当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(注)　改正会社法施行規則第124条第2項に基づく社外取締役を置くことが相当でない理由について

当社は、これまで３名の社外監査役により経営監視機能の客観性及び中立性が確保されており、又、当社の事業の特性に精通した取締役によるタイムリーな経営判断が必要なことから当事業年度末日において社外取締役を設置しておりませんでした。

しかしながら、株主の皆様から一層信頼されるコーポレートガバナンス体制を構築すると同時に、当社の事業実態に即した経営判断の効率性・妥当性を確保し続けていくために、監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である社外取締役選任議案を平成28年６月23日開催予定の第36期定時株主総会に上程いたします。

５．　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬

11,700千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

11,700千円

（注）1. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると判断された場合、監査役全員の同意によって解任し、又は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分又は監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理体制、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると監査役会が判断した場合は、監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案致します。

６．　会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を確保するため、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定め、体制を構築しております。その概要は次の通りであります。

なお、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行致します。それに合せて本体制を変更する予定であります。以下は移行前の体制であります。

１　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　全取締役に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた倫理規程を作成し、取締役が法令・定款等に違反していることを取締役又は社員等が発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

②　全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成し、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

２　取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「職務執行情報」という。）の取扱いは、当社文書管理規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

②　職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

③　前２項に係る事務は、管理本部担当取締役が所管する。

３　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

②　内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

③　内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

④　内部監査室の活動を円滑にするために、プロジェクト管理規程、関連する社内規程（債権管理規程、経理規程等）などの整備を各部署に求め、また内

部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

4　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画等に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

②　業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な情報が全役員に提供される体制をとるものとする。

5　使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

6　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社及び子会社となる会社は存在しないが、今後企業集団として業務を行う必要が生じた場合には、企業集団としての企業行動指針を定め、企業理念の統一を保つこと等を行う。

7　監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として監査役会から事務局の設置を要請された場合には、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

8　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

②　監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものとする。

9　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

②　前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。

・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更

・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
・内部通報制度の運用及び通報の内容
・社内申請書等監査役から要求された会議議事録等の内容

10　監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

①　監査役は、取締役会及びその他の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることとする。

②　取締役及び使用人は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知した場合の他、会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査役に報告する。

③　上記の報告体制に関する実効性を確保するため、社内規程等に基づき、その当該体制を明確化し、取締役及び使用人に対して周知する。

④　当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

11　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

12　その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は内部監査室と監査計画を協議すると共に、内部監査室の監査結果並びに指摘及び提言事項等について協議を行う等密接な情報交換を行う。また、監査役は会計監査人とも密接な連携を行う。

② 代表取締役社長と監査役は、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

13　財務報告の基本方針

当社は、信頼性のある財務報告を重視し、開示を通じて、投資家が安心して投資し、資金の流れが円滑化され、経済が活性化されることに資することを財務報告の基本方針とする。

14　信頼性のある財務報告を行うための体制

①　経営者は信頼性のある財務報告の作成に必要とされる能力の内容を定め、その内容を定期的に見直し、常に適切なものにしなければならない。

②　経営者は前項の能力を有する人材を確保・配置しなければならない。

③　経営者は信頼性のある財務報告を行うため、財務報告に係る内部統制の役割を明確にしなければならない。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社の取締役会は、取締役６名で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外監査役は、独立した立場から審議に加わり、意見を述べるとともに、経営の監視を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内の重要な会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

（注）　本事業報告中の記載金額・株数は、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率も表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**【3,913,334】**	**流動負債**	**【1,409,837】**
現金及び預金	1,361,551	工事未払金	731,520
完成工事未収入金	2,342,411	買掛金	31,339
売掛金	5,607	1年内返済予定の長期借入金	11,038
未成工事支出金	27,809	未払金	61,725
前払費用	57,355	未払費用	74,643
短期貸付金	900	未払法人税等	96,986
繰延税金資産	107,758	未払消費税等	84,669
その他	9,939	未成工事受入金	2,539
固定資産	**【326,865】**	預り金	25,265
有形固定資産	**(49,501)**	賞与引当金	290,108
建物	23,101	**固定負債**	**【430,760】**
工具器具備品	26,399	退職給付引当金	229,779
無形固定資産	**(18,461)**	役員退職慰労引当金	200,980
商標権	21	**負債合計**	**1,840,597**
ソフトウエア	15,814	**純資産の部**	
電話加入権	1,467	**株主資本**	**【2,385,551】**
特許権	1,156	資本金	534,192
投資その他の資産	**(258,902)**	資本剰余金	353,142
投資有価証券	3,725	資本準備金	340,514
長期前払費用	2,366	その他資本剰余金	12,627
繰延税金資産	123,691	利益剰余金	1,691,612
敷金	78,929	利益準備金	6,159
差入保証金	50,189	その他利益剰余金	1,685,452
		別途積立金	300,000
		繰越利益剰余金	1,385,452
		自己株式	△193,395
		新株予約権	**【14,050】**
		純資産合計	**2,399,602**
資産合計	**4,240,200**	**負債純資産合計**	**4,240,200**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		
完成工事高	4,445,757	
マネジメントサービス料収入	2,892,539	
その他売上高	33,742	**7,372,038**
売上原価		
完成工事原価	4,091,143	
マネジメントサービス料原価	1,467,434	
その他売上原価	30,342	**5,588,920**
売上総利益		**1,783,118**
販売費及び一般管理費		**1,138,038**
営業利益		**645,080**
営業外収益		
受取利息	587	
未払配当金除斥益	266	
受取保険金	2,040	
その他	375	3,270
営業外費用		
支払利息	879	
売上債権売却損	75,208	
投資有価証券売却損	1,075	
投資事業組合投資損失	986	
その他	0	78,149
経常利益		**570,200**
税引前当期純利益		**570,200**
法人税、住民税及び事業税	194,608	
法人税等調整額	1,529	196,137
当期純利益		**374,063**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	534,192	340,514	2,278	342,793	6,159	300,000	1,106,703
当期変動額							
新株予約権の行使			10,349	10,349			
剰余金の配当							△95,314
当期純利益							374,063
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	―	―	10,349	10,349	―	―	278,748
当期末残高	534,192	340,514	12,627	353,142	6,159	300,000	1,385,452

	株主資本			評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
	利益剰余金合計					
当期首残高	1,412,863	△205,363	2,084,485	△1,958	19,295	2,101,822
当期変動額						
新株予約権の行使		11,968	22,317			22,317
剰余金の配当	△95,314		△95,314			△95,314
当期純利益	374,063		374,063			374,063
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				1,958	△5,244	△3,286
当期変動額合計	278,748	11,968	301,066	1,958	△5,244	297,779
当期末残高	1,691,612	△193,395	2,385,551	―	14,050	2,399,602

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資については、組合から入手可能な直近の決算報告書に基づいて組合財産の持分相当額を投資有価証券として計上しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～15年
工具器具備品	３～10年

(2) 無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与の支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

1-4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

1-5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　104,693千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　12,725,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　1,423,500株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月24日定時株主総会	普通株式	95,314	8.5	平成27年３月31日	平成27年６月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	113,015	10.0	平成28年３月31日	平成28年６月24日

(4) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)
第４回①新株予約権	普通株式	34,000
第４回②新株予約権	普通株式	195,000
第４回③新株予約権	普通株式	18,000
合計		247,000

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金の否認等であります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金及び安全性の高い有価証券等に限定し、自己資金と銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。売上債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は非上場株式であり、定期的に決算書を入手し、財務状況の検討を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※)	時　　価(※)	差　　額
(1) 現金及び預金	1,361,551	1,361,551	―
(2) 完成工事未収入金	2,342,411	2,342,411	―
(3) 売掛金	5,607	5,607	―
(4) 短期貸付金	900	900	―
(5) 工事未払金	(731,520)	(731,520)	―
(6) 買掛金	(31,339)	(31,339)	―
(7) 未払金	(61,725)	(61,725)	―
(8) １年内返済予定の長期借入金	(11,038)	(11,038)	―

(※) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金、(3) 売掛金、(4) 短期貸付金
(5) 工事未払金、(6) 買掛金、(7) 未払金、(8) １年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券のうち、非上場株式(貸借対象表計上額3,725千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

また、敷金（貸借対照表計上額78,929千円）及び差入保証金（同計上額50,189千円）については、回収期日が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

6. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　211円08銭
１株当たり当期純利益　　33円26銭

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

明豊ファシリティワークス株式会社
取　締　役　会　　御　中

監査法人日本橋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士　山村浩太郎	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　千保有之	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　新藤弘一	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明豊ファシリティワークス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は平成27年4月１日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

(2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月13日

明豊ファシリティワークス株式会社　監査役会

常勤監査役　青　木　達　雄　㊞

社外監査役　水　野　辰　哉　㊞

社外監査役　原　田　克　治　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、将来の事業発展と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に配当を実施することを基本方針としております。また配当性向は30％を基準とし、財政状態、利益水準などを総合的に勘案したうえで利益配当を行ってまいります。

当期の期末配当金につきましては、当該方針に基づき検討した結果、持続的な成長を目指すうえで増員等の経営体質強化に見合う内部留保を確保するため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭とする。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金　10円00銭
総額113,015,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月24日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図ると共に、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるために監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、当社が今後も有用な人材を招聘できる環境を整えるため、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、当該変更につきましては各監査役の同意を得ております。

(3) 資本政策および配当政策を機動的に行うことを可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項を株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める規定の新設ならびに内容が一部重複することになる現行定款第８条および第40条の削除、剰余金の配当の基準日等に関する規定の整備等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 ※削除 ３．会計監査人
第５条～第７条　（条文省略）	第５条～第７条　（現行どおり）
（自己株式の取得） 第８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。	※削除
（単元未満株主の権利制限） 第９条～第18条　（条文省略）	（単元未満株主の権利制限） 第８条～第17条　（現行どおり）
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、３名以上６名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は５名以内とし、監査等委員である取締役は３名以内とする。
（取締役の選任および解任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任および解任する。 ※新設	（取締役の選任および解任） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任および解任する。 ２　前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

現　行　定　款	変　更　案
2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、取締役の解任決議は、本定款第16条第２項の定めに従い行うものとする。	3　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、取締役の解任決議は、本定款第15条第２項の定めに従い行うものとする。
3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	4　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（取締役の任期）	（取締役の任期）
第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第20条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　増員によりまたは補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
※新設	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
3　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選任し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	4　取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長１名を選任し、また必要に応じ、監査等委員でない取締役の中から取締役会長１名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第22条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現　行　定　款	変　更　案
※新設	2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法等） 第24条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2　前項にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該目的事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。	（取締役会の決議方法等） 第23条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2　前項にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該目的事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
※新設	（取締役への委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条～第26条　（条文省略）	第25条～第26条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

現　行　定　款	変　更　案
※新設	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役の員数） 第28条　当会社の監査役は、３名以上５名以内とする。	※削除
（監査役の選任） 第29条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	※削除
（監査役の任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	※削除

現　行　定　款	変　更　案
（監査役補欠者の選任） 第31条　当会社は法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において監査役補欠者を選任することができる。 ２　監査役補欠者の選任決議の定足数は、本定款第29条の規定を準用する。 ３　第１項により選任された監査役補欠者の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ４　前項の監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。	※削除
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。	（監査等委員会の招集通知） 第29条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の３日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
（監査役会の決議方法） 第33条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	※削除
（常勤監査役） 第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選任する。	※削除

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の議事録） 第35条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	※削除
（監査役会規程） 第36条　監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めがあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役の報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	※削除
（監査役の責任免除） 第38条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。	※削除
第39条　（条文省略）	第31条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（剰余金の配当） 第40条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	（剰余金の配当等の決定機関） 第32条　※削除
２　前項のほか、取締役会の決議によって、毎年９月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。	※削除
※新設	当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に掲げる事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。
※新設	（剰余金の配当の基準日） 第33条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第41条　（条文省略）	第34条　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	サカタ　アキラ 坂田　明 (昭和17年７月30日生)	昭和55年９月　当社設立　代表取締役社長 昭和62年３月　当社代表取締役社長　退任 昭和63年３月　当社代表取締役社長　就任 平成18年６月　当社代表取締役会長 平成19年６月　当社取締役会長 平成21年３月　当社代表取締役会長 平成21年４月　当社代表取締役社長兼会長 平成24年６月　当社代表取締役社長（現任）	511,100株
2	オオヌキ　ヨシ 大貫　美 (昭和39年６月12日生)	平成９年７月　当社入社 平成15年６月　当社執行役員マーケティング部長 平成15年10月　当社取締役マーケティング部長兼執行役員 平成18年６月　当社常務取締役マーケティング部長 平成22年４月　当社常務取締役営業本部長 平成23年２月　当社常務取締役営業本部長兼安全衛生推進本部長 平成23年４月　当社常務取締役マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長 平成26年４月　当社代表取締役専務マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長（現任）	60,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	ヨシカワ　タケフミ 吉　川　剛　史 (昭和41年１月８日生)	平成23年１月　㈱コーチ・エィ入社 平成24年１月　ＣＯＡＣＨ　Ａ（ＵＳＡ）Co.,Ltd ＣＥＯ就任 平成27年３月　ＣＯＡＣＨ　Ａ（ＵＳＡ）Co.,Ltd ＣＥＯ退任 平成27年４月　㈱コーチ・エィ退社 平成27年５月　当社入社 当社経営企画室長兼執行役員 平成27年６月　当社専務取締役経営企画室長（現任）	20,000株
4	オオシマ　カズオ 大　島　和　男 (昭和41年12月18日生)	平成12年12月　当社入社 平成15年６月　当社執行役員経営企画部長 平成16年６月　当社取締役経営企画部長兼執行役員 平成21年４月　当社取締役経営企画本部長兼執行役員 平成21年10月　当社常務取締役経営企画本部長 平成25年１月　当社常務取締役管理本部長 平成26年４月　当社常務取締役社長室長兼管理本部長（現任）	60,000株
5	キウチ　ヨシオ 木　内　芳　夫 (昭和30年７月28日生)	平成18年８月　当社入社 平成20年４月　当社ＣＭ事業部設計部長 平成22年４月　当社執行役員技術本部副本部長兼建築技術部長 平成23年４月　当社執行役員建築技術部長 平成24年６月　当社取締役技術本部長兼執行役員(現任)	20,000株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成28年３月31日現在のものであります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	ミズノ　タツヤ 水　野　辰　哉 (昭和27年８月26日生)	昭和52年４月　㈱日本債券信用銀行入社 （現㈱あおぞら銀行） 平成３年１月　㈱日本債券信用銀行退社 平成３年２月　ムーディーズ・ジャパン㈱入社 平成12年３月　ムーディーズ・ジャパン㈱退社 平成12年４月　日興シティグループ証券㈱入社 平成16年10月　日興シティグループ証券㈱退社 平成16年11月　フィッチ・レーティングス　リミテッド入社 平成21年４月　フィッチ・レーティングス　リミテッド退社 平成21年５月　ミズノ・クレジット・アドバイザリー代表者として事業開始 平成22年６月　当社社外監査役　就任（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
2	シガ　テツヤ 志　賀　徹　也 （昭和22年４月22日生）	昭和45年４月　日本電子㈱入社 昭和50年６月　日本電子㈱退社 昭和50年７月　日本デジタル・イクイップメント・コーポレイション入社 平成７年４月　日本デジタル・イクイップメント・コーポレイション退社 平成７年４月　アップルコンピュータ・ジャパン株式会社代表取締役社長 平成９年４月　アップルコンピュータ・ジャパン株式会社退社 平成９年６月　オートデスク・ジャパン代表取締役社長 平成19年２月　オートデスク・ジャパン退社 平成19年６月　日本BEAシステムズ㈱代表取締役社長 平成20年６月　日本BEAシステムズ㈱退社 平成20年７月　日本オラクル㈱副社長執行役員 平成24年８月　日本オラクル㈱退社 平成25年１月　NCデザイン＆コンサルティング㈱顧問（現任） 一般社団法人CRM協議会顧問（現任） ㈱コーチ・エィ顧問（現任）	-株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	コスダ　アキコ 小須田　明　子 (昭和21年７月９日生)	昭和44年６月　英国航空（現British Airways Plc）日本支社　入社 昭和57年４月　同社　営業部長 平成４年４月　同社　人事部長 平成11年９月　英国航空（現British Airways Plc）日本支社　退社 平成11年10月　損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券㈱入社　総務部次長 平成13年６月　損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券㈱退社 平成13年７月　ピーシーエー生命保険㈱入社　執行役員　人事総務担当 平成16年３月　ピーシーエー生命保険㈱退社 平成16年４月　ＭＣＩワールドコム日本支社　入社　人事総務部長 平成17年１月　ＭＣＩワールドコム日本支社　退社 平成17年２月　日本マクドナルド㈱　入社　人事・研修・組織開発本部　部長 平成21年３月　日本マクドナルド㈱　退社 平成21年４月　DHR International Inc.入社　上級ヴァイス・プレジデント 平成25年10月　DHR International Inc.退社 平成25年11月　在日カナダ商工会議所　名誉顧問（現任） 平成26年12月　東京ガールズ・コレクション実行委員会　スーパーバイザー（現任） 平成27年５月　奈良県橿原市アドバイザー（現任）	-株

（注）１．各候補者は、新任の監査等委員の取締役候補者です。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．各候補者は社外取締役候補者であります。
４．水野辰哉氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお水野辰哉氏は現在、当社の社外監査役でありますが、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって６年であります。
５．志賀徹也氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
６．小須田明子氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
７．当社は、水野辰哉氏・志賀徹也氏・小須田明子氏の選任が原案どおり承認可決された場合、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、水野辰哉氏・志賀徹也氏・小須田明子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額と致します。
８．当社は、水野辰哉氏を株式会社東京証券取引所に独立役員（社外監査役）として届け出ております。水野辰哉氏・志賀徹也氏・小須田明子氏が選任された場合は、あらためて独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
マツムラ　コウイチ 松　村　孝　一 （昭和13年11月28日生）	昭和37年４月　栗田工業㈱　入社 平成２年11月　栗田工業㈱　退社 平成２年12月　明豊㈱（現当社）入社　取締役 平成12年８月　当社　専務取締役 平成14年６月　当社　顧問 平成16年３月　当社　顧問契約満了 平成25年５月　ＮＰＯ法人緑サポート八王子　理事（現任）	155,000株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．松村孝一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
３．松村孝一氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、補欠取締役候補として選任をお願いするものであります。
４．第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、松村孝一氏が監査等委員である取締役に就任した際は、会社法427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額と致します。
５．当社は補欠の社外取締役候補者松村孝一氏が取締役に就任した場合には、同氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
６．松村孝一氏は、過去、当社の役員でありました。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成19年６月１日開催の株主総会にて、取締役の月額報酬総額10,000千円以内で決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、今後の経済情勢等諸般の事情も考慮して、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を年額150百万円以内とすること、および、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は６名でありますが、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、５名となります。

本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、今後の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内、および、監査等委員である各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

監査等委員である取締役の員数は、第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第８号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって第２号議案の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行することにより取締役を退任される内山伸一氏および監査役を退任される青木達雄氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈致したいと存じます。

その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については、第４号議案の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議に御一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略歴
ウチヤマ　シンイチ 内　山　伸　一	平成26年６月　当社取締役（現任）
アオキ　タツオ 青　木　達　雄	平成26年12月　当社常勤監査役　就任（現任）

（注）　本総会終結の時をもって第２号議案の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行することにより監査役を退任される原田克治氏は、非常勤監査役の為、当社規程により退職慰労金支給の対象外となります。

第９号議案　役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役に対する打切り支給決定の件

当社は、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止いたします。これに伴い、本株主総会後も引き続き在任する取締役につきましては、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

つきましては、当社の定める基準により、その額は、取締役５名に対して総額205百万円を上限として、退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、打切り支給の対象となる取締役に対する退職慰労金の支給時期につきましては、各取締役の退任時（常勤取締役が非常勤取締役となるなど、役員としての地位や分掌の内容が激変して、実質的に退職したと同様の事情となる場合を含める。）といたしますが、その具体的支給金額、方法等は、取締役会に御一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略歴
坂　田　　明	昭和63年３月　当社代表取締役社長 平成18年６月　当社代表取締役会長 平成21年４月　当社代表取締役社長兼会長 平成24年６月　当社代表取締役社長（現任）
大　貫　　美	平成15年10月　当社取締役 平成18年６月　当社常務取締役 平成26年４月　当社代表取締役専務（現任）
吉　川　剛　史	平成27年６月　当社専務取締役（現任）
大　島　和　男	平成16年６月　当社取締役 平成21年10月　当社常務取締役（現任）
木　内　芳　夫	平成24年６月　当社取締役（現任）

第10号議案　取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対するストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く 以下同じ）の報酬は、第６号議案が原案どおり承認可決されますと年額150百万円以内となりますが、当該報酬額とは別枠で、取締役に対して、年額6,000万円以内の範囲で以下の２種類のストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

(1) 退任時に権利行使可能な株式報酬型ストック・オプション
：Ａタイプ

(2) 在任中に権利行使可能な株式報酬型ストック・オプション
：Ｂタイプ

ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権１個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、上記２種類のストック・オプションは、下記のストック・オプションとしての新株予約権の内容において、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に割り当てる新株予約権の数をそれぞれ上限4,000個としておりますが、当該期間における上限個数は株式報酬型ストック・オプション（Ａタイプ）及び株式報酬型ストック・オプション（Ｂタイプ）を合わせて4,000個を超えないものといたします。

また、現在の当社取締役は６名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は５名となります。

記

１．報酬として取締役に新株予約権を割り当てる理由

株価変動のリスクとメリットを株主の皆さまと共有することで、取締役の業績向上に対する意欲や企業価値の向上を図ることを目的とするものであります。

２．当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 株式報酬型ストック・オプション（Ａタイプ）

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、

新株予約権の目的である株式の数（以下、（１）において「付与株式数」という。）は１個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、（１）において「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、（１）において株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に割り当てる新株予約権の数は4,000個を上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、（１）において「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から40年以内の範囲で、取締役会で定める期間とする。

⑥ 新株予約権の行使条件

イ．新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日

（常勤取締役が非常勤取締役になった場合において、役員としての職務の内容またはその地位が激変したと認められるときは、常勤取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

ロ．その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑧ その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(2) 株式報酬型ストック・オプション（Ｂタイプ）

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数（以下、（２）において「付与株式数」という。）は１個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、（２）において「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、（２）において株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に割り当てる新株予約権の数は4,000個を上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、（２）において「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の属する事業年度の末日の翌日から１年以内の範囲で、取締役会で定める期間とする。

⑥ 新株予約権の行使条件

イ．新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

ロ．新株予約権の割当日の属する事業年度の当社の業績が、当社が定める一定の目標を達成しなければ新株予約権を行使することができない。

ハ．その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑧ その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

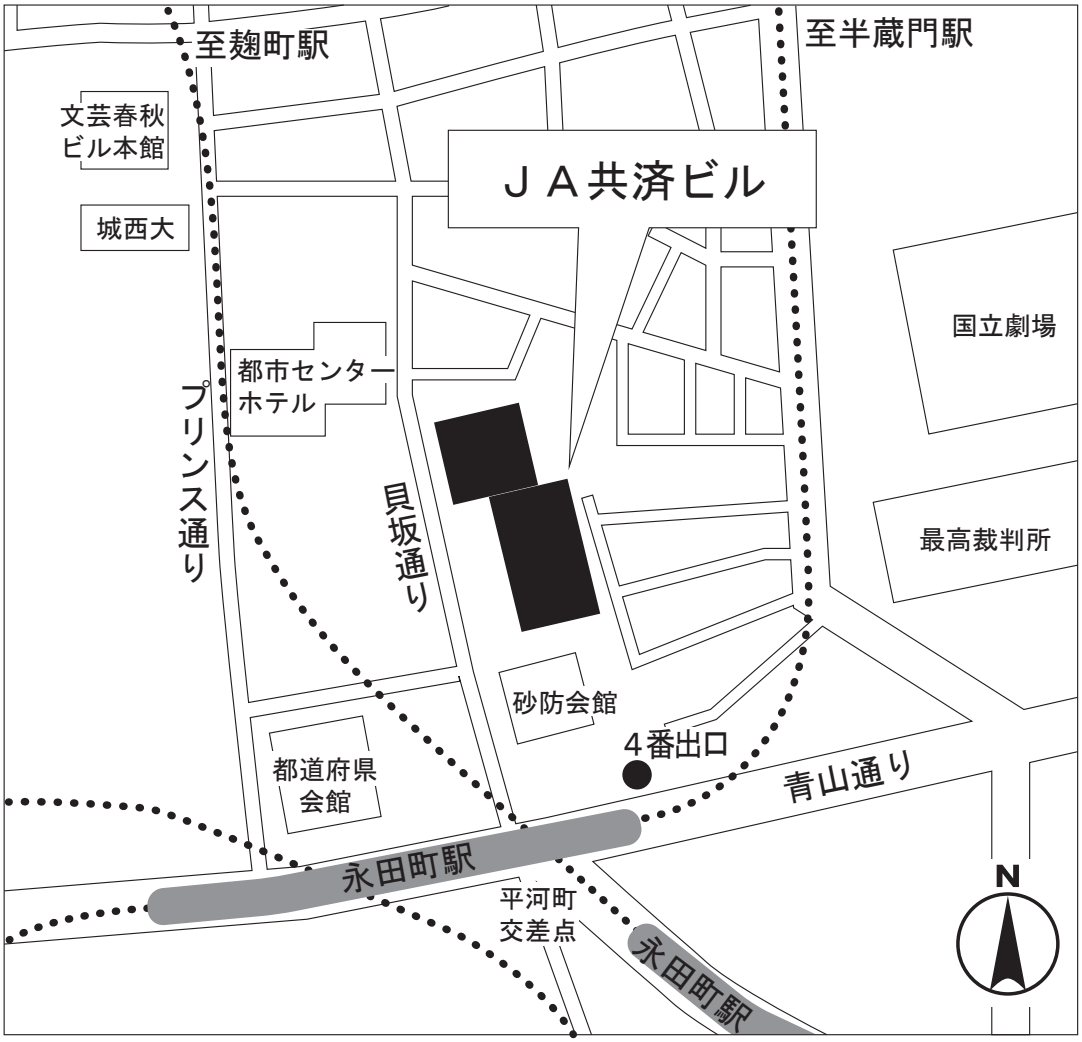

【会　場】

〒102-0093　東京都千代田区平河町二丁目７番９号

ＪＡ共済ビル　１Ｆ　カンファレンスホール

TEL：03-3265-8716（代）

FAX：03-3265-8719

ホームページ：http://www.jankb.co.jp/

【最寄駅交通案内】

東京メトロ有楽町線、半蔵門線、南北線　「永田町駅」４番出口　徒歩２分

施設内に有料駐車場（地下１階）はありますが、台数・営業時間等に制限がございますので、できるだけ公共機関をご利用下さい。

なお、駐輪場はございません。

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知または同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。